## 別紙4

【薬効分類】399 他に分類されない代謝性医薬品

【医薬品名】カルグルミン酸

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案
7. 用法及び用量に関連する注意	7. 用法及び用量に関連する注意
〈効能共通〉	〈効能共通〉
(新設)	中等度以上の腎機能障害患者では、開始用量を減量すること。中
	<u>等度(30≦eGFR&lt;60mL/min/1.73㎡)の腎機能障害患者では1日に</u>
	<u>体重kgあたり50mg~125mg、重度(eGFR&lt;30mL/min/1.73㎡)の腎</u>
	機能障害患者では1日に体重kgあたり15mg~40mgを目安に投与を
	開始することが望ましい。
9. 特定の背景を有する患者に関する注意	9. 特定の背景を有する患者に関する注意
(新設)	9.2 腎機能障害患者
	<u>中等度以上(eGFR&lt;60mL/min/1.73㎡)の腎機能障害患者</u>
	開始用量を減量すること。腎排泄の遅延により本剤の血中濃度が
	<u>上昇するおそれがある。</u>

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。